

決議案第1号

損害賠償履行請求控訴事件（住民訴訟）の福岡高裁への控訴取下げに
関する決議案

上記決議を別紙のとおり提出する。

令和7年3月14日



提出者 阿蘇市議会議員

賛成者 〃

賛成者 〃

市原 正
天倉 幸也
五嶋 義行

阿蘇市議会議長 菅 敏徳 様

損害賠償履行請求控訴事件（住民訴訟）の福岡高裁への控訴取下げに
関する決議

令和6年9月6日、熊本地方裁判所の判決（損害賠償履行請求事件）を受け、これを不服として阿蘇市長は、同年9月26日に福岡高裁への控訴を提起した。控訴を行うまでには3週間の猶予があり、議会会期中であったにも拘らず議会への詳細な説明は無く、臨時会開催の要求にも応じず、結果的に弁護士費用を計上した専決処分子算は不承認となった。

ついては、今回の行為は議会の同意を得ていないことを踏まえ、阿蘇市は控訴取下げを行うよう強く求める。

以上、決議する。

令和7年3月18日

阿 蘇 市 議 会